

第 24 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 3 年 5 月 31 日（月）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

1 広報課

緊急事態宣言の延長に伴い、以下のとおり対応する。

- 区報ぶんきょうの配付について

予定どおり町会等による配付を行うが、感染防止対策の徹底について町会等に周知する。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

- 行政情報センターについて

現在、新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を休止しているが、引き続き現在の対応を継続する。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

報 告 事 項

1 総務課

- 緊急事態宣言が延長された場合の男女平等センターの施設使用等について

(1) 貸施設

- ・ 夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
- ・ 午前・午後の時間帯は、新規予約の受付を中止する。予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- ・ なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。
- ・ 男女平等センター相談室の継続
面談での相談は、原則として中止し、電話相談のみとする（相談受付時間は変更なし）。

(2) 事業（イベント、講座等）

- ・ 6月11日の利用者懇談会（指定管理者主催）は、感染防止対策を十分行った上で実施する。
- ・ 6月13日の男女共同参画週間記念講演会（指定管理者主催）は、オンラインで実施する。
- ・ なお、同講演会は、男女平等センターでもライブ配信するが、感染防止対策を十分行った上で実施する。

2 職員課

- 職員食堂内の感染対策について、更なる強化を図る。その上で、6月1日から一般利用を再開する。

3 防災課

- 駕籠町小学校避難所総合訓練の延期
6月20日（日）に開催を予定していた駕籠町小学校避難所総合訓練を延期する。

- 第3回消防団運営委員会の書面開催
6月23日（火）に開催を予定していた第3回消防団運営委員会を書面開催とする。

報 告 事 項

1 区民課

緊急事態宣言の延長に伴う 6/1 から解除されるまでの施設使用等について

(1) 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

・予約済み利用者

①緊急事態宣言該当地域

宿泊利用を休止とする。

②まん延防止等重点措置該当地域

利用自粛の要請をし、その上で、強く宿泊を希望する者には、感染予防対策を徹底し、利用してもらう。

③その他の地域

通常どおり利用してもらう。

・新規宿泊予約

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置該当地域

新規予約受付は休止とする。

②その他の地域

通常どおり受付する。

・山村交流体験事業

緊急事態宣言期間中は、中止・延期とする。

(2) 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む）

- ・ 夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
- ・ 午前・午後の時間帯は、貸出しを継続する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- ・ 勤労福祉会館の体育館は、午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。
- ・ なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センター、勤労福祉会館

- (3) 施設における事業について（経済課所管勤労福祉会館を含む）
緊急事態宣言中の事業は、中止・延期又は実施方法を変更する。

- (4) 地域活動センターの窓口について
午後5時までとする。
(向丘地域活動センターは午後5時30分までとする。)

- (5) 令和3年度「赤十字会員増強運動」（赤十字活動資金（会費）募集）の
実施について
予定どおり新型コロナウイルスの感染対策を行いながら6月に実施する。

2 経済課

- ・事業（イベント、講座等）について
緊急事態宣言中の区主催事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

3 戸籍住民課

- ・区民サービスコーナー業務について
夜間業務の午後5時までの取扱いを継続する。

報 告 事 項

1 アカデミー推進課

緊急事態宣言の延長に伴う 6/1 から解除されるまでの施設使用等について

(1) 貸施設

- ・ 夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
- ・ 午前・午後の時間帯の貸出しを継続する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- ・ なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール

(2) 事業（イベント、講座等）

- ・ 緊急事態宣言中の区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

(3) ふるさと歴史館、森鷗外記念館、観光インフォメーション、旧伊勢屋質店、石川啄木顕彰室

- ・ 全日開館する。

2 スポーツ振興課

緊急事態宣言の延長に伴う 6/1 からの施設使用等について

(1) 屋内スポーツ施設

- ・ 利用を再開する。ただし、夜間の利用は午後 8 時までとする。緊急事態宣言期間中の新規予約を中止する。
- ・ なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館

(2) 屋外スポーツ施設

- ・ 利用を継続する。ただし、夜間の利用は午後8時までとする。緊急事態宣言期間中の新規予約を中止する。
- ・ なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

(3) 事業（イベント、講座等）、会議

- ・ 緊急事態宣言中の区主催事業のイベントや講座等は、事業の性質に合わせて、中止・延期又は実施規模・方法を変更する。
- ・ 緊急事態宣言中の区指定事業は中止し、自主事業は指定管理者の判断とする。

報 告 事 項

1 福祉政策課

- 福祉住宅サービスの窓口の縮小
緊急事態宣言が発出されている期間、福祉住宅サービスの窓口を縮小し、相談等は原則として電話、郵送で対応する。
- 民生委員・児童委員協議会等の会議について
緊急事態宣言が発出されている期間の会長会等の各種会議については、開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じた上で実施する。

2 高齢福祉課

<施設等>

- 文京福祉センター江戸川橋・文京福祉センター湯島貸施設の利用
緊急事態宣言中は、夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
午前・午後の時間帯は、新規予約の受付を中止する。予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
なお、抽選の申込み及び6月21日（月）以降の随時予約は受け付ける。
- シルバーセンター貸施設の利用
緊急事態宣言中は、午前・午後の時間帯は、新規予約の受付を中止する。
予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
なお、抽選の申込み及び6月21日（月）以降の随時予約は受け付ける。
- 高齢者あんしん相談センターの運営
緊急事態宣言中、高齢者あんしん相談センターの開設時間は通常どおりとするが、高齢者宅への訪問は必要最小限（電話や手紙など）とする。
- 話し合い員活動の実施
緊急事態宣言中は、話し合い員の通常訪問は中止し、電話やメール、玄関先での安否確認による対応とする。

<イベント>

- フレイル予防事業の実施
緊急事態宣言中、フレイル予防事業は、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。

- 介護予防事業の実施
緊急事態宣言中、介護予防事業（健康マージャンを除く）は、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。
- 認知症関連事業の実施
緊急事態宣言中、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室などは、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。
- 高齢者向け講座・いきがづくり事業等の実施
緊急事態宣言中、高齢者マッサージ事業、介護施設就業体験セミナー、フォローアップ講座、音楽ではつらつ脳トレ体操教室等の事業は、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。
- 福祉センター事業の実施
緊急事態宣言中、福祉センターの事業は、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。

<会議体等>

- 「話し合い員」学習会及び連絡会
緊急事態宣言中の6月16日（水）に開催予定の「話し合い員」学習会及び連絡会を中止する。
- 文京区高齢者クラブ連合会の会議体
緊急事態宣言中、総務部会、事業部会、地区会等が開催される場合には、三密対策を徹底するよう依頼する。

3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応
緊急事態宣言中は、原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵送で行う。
併せて、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについて郵送対応にて実施する。
- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応
緊急事態宣言中は、原則として施設や自宅等への訪問や、窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。

- 障害者会館の利用

午前・午後の時間帯は、新規予約の受付を中止する。予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

4 生活福祉課

- 民生・児童委員向けの研修の延期

緊急事態宣言中の、6月2日に開催予定の「ひきこもりサポーター養成研修」については延期とする。

- ひきこもり等自立支援事業～STEP～講演会の開催方法の変更

緊急事態宣言中の、6月19日に区民センターで開催予定の講演会については、研修の開催方法を変更し、オンライン研修で行うことを検討する。

5 介護保険課

- 窓口について

緊急事態宣言中は、引き続き、待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。

- 手続きの郵送対応の継続

緊急事態宣言中は、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、郵送での申請を勧奨する。

6 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）

緊急事態宣言中は、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。

また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受付も行う。

- 国民健康保険の加入
- 国民健康保険をやめる
- 国民健康保険証の再交付申請

報 告 事 項

1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について

緊急事態宣言延長後も、現行の取扱いを継続する。

休止／地域子育てステーション

縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）

※子育てひろば水道は電話相談のみ

病児・病後児保育事業（病状による）

緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）

区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用

当面の間、現行の取扱いを継続する。

3 幼児保育課

- 保育園運営

緊急事態宣言延長後も、通常どおりの園運営を継続する。なお、家庭保育の協力要請を行うため、登園を自粛した家庭には保育料の日割り還付を行う。

4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター）

緊急事態宣言発出中の相談は、一部中止とする。

- 育児スキルトレーニング

プログラムを変更した上で第1回を6月に開催する。

報 告 事 項

1 予防対策課

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について（5月31日時点）

・65歳以上の方のワクチン接種について

（1）予約受付状況（5月28日現在）

第1回 令和3年4月30日（金） 5,850回（受付終了）

第2回 令和3年5月14日（金） 20,000回（受付終了）

第3回 令和3年5月21日（金） 10,000回（7,500件受付済）

第4回 令和3年5月28日（金） 10,000回（受付中）

第4回は、個別接種を仮予約で受け付け、医療機関及び接種日時について区が調整し、予約者には後日通知する。

（2）接種体制

- ・高齢者施設での接種（実施中）
- ・12会場での集団接種（実施中）
- ・区内医療機関での個別接種（6月より接種開始予定で調整中）

（3）その他

国の大規模接種会場において接種した区民に対しては、予約のキャンセルを依頼する。

報告事項

1 住環境課

- 高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認の延期
緊急事態宣言の期間延長により、高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認を延期する。
- 分譲マンション管理個別相談の延期
緊急事態宣言の期間延長により、分譲マンション管理個別相談事業を延期する。
- マンション管理士派遣の延期
緊急事態宣言の期間延長により、マンション管理士派遣事業を延期する。
- 分譲マンション管理組合設立支援の延期
緊急事態宣言の期間延長により、分譲マンション管理組合設立支援事業を延期する。
- 空家等相談事業の延期
緊急事態宣言の期間延長により、空家等相談事業を延期する。

報 告 事 項

1 管理課

● 水防訓練の中止

来賓等の招待及び区職員以外の参加を見送り、区（土木部）単独で5月に実施を予定していた訓練を中止する。

2 道路課

● 私道整備工事助成業務の休止

緊急事態宣言が解除されるまで、緊急対応のみとし、申請手続き等の対応は休止期間後に再開する。

3 みどり公園課

● じゃぶじゃぶ池の休止

緊急事態宣言の期間が延長された場合、6月4日から実施を予定していたじゃぶじゃぶ池を当面の間休止とする。

● 公園再整備事業の意見交換会の延期

緊急事態宣言の期間が延長された場合、公園再整備事業の意見交換会を宣言解除まで延期する。

● 公園ガーデナー

緊急事態宣言が延長された場合、6月下旬に予定している、関口台町小学校の江戸川公園の花壇への植栽と、湯島小学校の新花公園の花壇への植栽は、学校の判断次第で中止する。

<肥後細川庭園>

【利用制限・中止】

- 松聲閣集会室は緊急事態宣言延長期間中の新規予約及び夜間利用を休止。
- 6/6 指定事業「花菖蒲ウィーク」ガイドツアーを中止。
- 6/10 指定事業「ボランティア勉強会」「目白台エリアアップミーティング」を中止。
- 6/5, 6/12, 6/19 指定事業「肥後細川庭園ボランティアガイドツアー」を中止。

【利用継続・実施】

- 松聲閣集会室は予約済みの午前・午後の貸出しを実施。
- 日本庭園通常利用、松聲閣2階展望所「山茶花」の観覧利用、喫茶「椿」の営業を実施。
- 6/1～20 指定事業「花菖蒲ウィーク」パステル画展示(於：椿)を実施。
- ～7/2 指定事業「復興-そして未来へ-挑み続ける熊本の軌跡パネル展」(於：山茶花)を継続実施。
- 6/5,6,13,19,20,26 自主事業「ケータリングカー物販(珈琲)」(於：西門広場)を実施する。

<目白台運動公園>

- 運動施設は、予約済みの貸出しを継続し、緊急事態宣言期間中の新規予約を休止とする。
- 自主事業「フラフープの無料貸出」を中止とする。

【実施事項】

- ・自主事業「パークカフェ（期間中土日祝）」実施 ※イスの配置に留意。
- ・自主事業「ヨガ教室（6/11（金）」実施
- ・自主事業「ジュニアテニスレッスン（6/2（水）6/9（水）6/16（水）」実施
- ・自主事業「体操教室（6/7（月）・6/14（月）」実施
- ・自主事業「ランニングクラブ（6/2（水）6/9（水）6/16（水）」実施

<大塚公園集会所>

- 集会室は、予約済みの午前・午後の貸出しを継続し、緊急事態宣言期間中の新規予約及び夜間使用を休止とする。

報 告 事 項

1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2ヶ所）閉鎖の継続
シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所の閉鎖を当面の間継続する。
- 喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの延期
6月3日に本郷三丁目駅周辺及び6月8日に御茶ノ水駅周辺で実施を予定している屋外公共場所における喫煙等の禁止に係る周知・啓発キャンペーンを延期する。

2 リサイクル清掃課

- 6月中に実施予定の対面による事業の中止（1事業）。

報 告 事 項

1 学務課・教育指導課

- 宿泊を伴う事業について
緊急事態宣言の延長に伴い、移動教室及び特別支援学級合同宿泊学習を延期する。
- 学校施設使用事業について
緊急事態宣言の延長に伴い、学校施設使用は、区立小中学校における学習活動及び学校行事の一部中止や延期、部活動の制限を踏まえ、使用を中止とし、当面の間、新規の利用申込も休止とする。
- 「歯と口の健康づくり2021」について
緊急事態宣言の延長に伴い、「歯と口の健康づくり2021」の講演会及び表彰式は中止とし、ポスターコンクール及びよい歯の表彰は書面開催等で実施する。

2 児童青少年課

- 青少年プラザ (b-lab) の利用休止の継続
緊急事態宣言の延長に伴い、緊急事態宣言期間中は、引き続き、青少年プラザ (b-lab) の利用を休止する。
スタジオ・ホールの一般貸出及び予約受付も休止する。
ただし、自主勉強目的での場所の提供は、午前9時から午後7時まで感染予防対策を行った上で実施する。
- 児童館の運営
緊急事態宣言が延長された場合でも学校の休校措置は行われず予定であることから、児童館の運営は継続するが、利用終了時間を1時間繰り上げ平日は午後5時、土曜日は午後4時とする。
- 育成室の運営
緊急事態宣言が延長された場合でも学校の休校措置は行われず予定であることから、育成室の運営は継続する。なお、家庭での保育の協力要請を行うため、登室を自粛した家庭には保育料の日割り還付を行う。
- こどもひろばの利用休止
緊急事態宣言が延長され、学務課の施設開放が中止の予定のため、緊急事態宣言期間中はこどもひろば事業を休止する。

- 放課後全児童向け事業（アクティ）の運営
緊急事態宣言の延長された場合でも学校の休校措置は行われない予定であることから、アクティは継続する。

3 教育センター

- 連合行事（小学校）の中止
緊急事態宣言の延長に伴い、6月25日に開催を予定している小学校連合行事の音楽鑑賞教室を中止する。
- 教科書展示会
6月1日から展示を予定している教科書展示会（特別展示及び法定展示）は、感染予防対策を講じた上で実施する。
- 大学連携事業
5月15日から10月2日まで展示を予定しているスクールモバイルミュージアムについては、6月1日より感染予防対策を講じた上で展示する。
- 教育センター貸施設
緊急事態宣言の延長に伴い、貸出しを休止する。
- 科学教育事業
緊急事態宣言の延長に伴い、自然科学教室及び情報科学教室の開催を中止する。
- 児童発達支援センター事業
通所支援事業の児童発達支援（そよかぜ）・放課後等デイサービス（ほっこり）について、緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。
- 総合相談事業
緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。
- 教育支援センター（ふれあい教室）
緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き感染対策を徹底しながら継続する。

4 真砂中央図書館

緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き開館時間を短縮しサービスの一部を休止する。

- 開館時間の短縮（全館）
 - ・ 月曜日から土曜日までの開館時間を、午前9時から午後7時までとする。（日曜・祝日は、通常どおり午前9時から午後7時まで）
 - ・ 向丘地域活動センターでの図書の出借業務については午後5時までとする。
- 休止するサービス
 - ・ 職員によるカウンターでのレファレンス
 - ・ 対面朗読
 - ・ 各種行事（子ども行事・一般行事）

なお、以下のサービスは再開する。

- ・ 閲覧席の利用
- ・ 新聞の閲覧